

「適正な電力取引についての指針」新旧対照表（修正案）

成 案	現 行
<p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方 (略)</p> <p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方 (略)</p> <p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>大規模発電事業者（注）が保有するベースロード電源を投入し、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が電気を年間固定価格で調達するベースロード市場は、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させることを目的としている。ただし、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその関連会社（注）については、当該区域が含まれないベースロード市場の市場範囲（注）において、ベースロード市場から電気を調達することを妨げるものではない。</u></p> <p><u>（注）ここでいう大規模発電事業者とは、全国で 500 万 kW 以上の発電規模を有する発電事業者、その親会社又は当該発電事業者若しく</u></p>	<p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方 (略)</p> <p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方 (略)</p> <p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p>

青字：経産省パート（内容P）

成 案	現 行
<p><u>はその親会社から 3 分の 1 以上の出資を受ける発電事業者である。</u></p> <p><u>(注) ここでいう区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の関連会社とは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又はその親会社が他の小売電気事業者の議決権の 3 分の 1 以上を有する場合における当該他の小売電気事業者である。</u></p> <p><u>(注) ベースロード市場の市場範囲はスポット市場の市場分断発生頻度等を加味して、卸電力取引所にて決定される。</u></p> <p><u>仮に、大規模発電事業者がベースロード市場に十分な量の電力を投入しない場合、電力自由化により新規参入した小売電気事業者によるベースロード市場からの電気の調達が妨げられ、健全な小売競争が阻害されるおそれがある。</u></p> <p><u>このため、大規模発電事業者は、電気事業法上規制をされていないが、ベースロード市場の目的を達成するため、卸電力取引所など卸電力市場が活性化されるまでの間は、新規参入した小売電気事業者のベース需要に対し十分な量を市場へ投入するような配慮を行うことが適当である。</u></p> <p><u>また、市場の活性化の観点から、大規模発電事業者以外の事業者がベースロード市場に電力を投入することも推奨される。</u></p> <p><u>なお、ベースロード市場の取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「ベースロード市場ガイドライン（案）」が参考になる。特に、大規模発電事業者がベースロード市場に電力を投入する際、同ガイドラインに規定する算定式にしたがって、資源エネルギー庁が算定した量を下回らない量の電力をベースロード市場に投入すること、及びその価格については、自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準としないことが望まれる。</u></p> <p>④～⑦（略）</p>	<p>③～⑥（略）</p>

成 案	現 行
<p>(2) 卸電力取引所の活性化 (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性 (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (略)</p>	<p>(2) 卸電力取引所の活性化 (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性 (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (略)</p>